

平成22年第1回八峰町議会臨時議会会議録

平成22年2月10日（水曜日）

議事日程第1号

平成22年2月10日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第2号 八峰町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第3号 八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第4号 八峰町漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第5号 八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第6号 八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第7号 八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第8号 平成21年度八峰町一般会計補正予算（第12号）
- 第12 議案第9号 平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	総務課長	嶋津宣美
企画財政課長	米森昭一	福祉保健課長	佐々木充
管財課長	伊勢均	税務課長	小林孝一
学校教育課長	辻正英	生涯学習課長	齊藤英市郎
産業振興課長	須藤徳雄	農業振興課長	松森尚文
建設課長	武田武	幼児保育課長	加賀谷敏一
農業委員会事務局長	小林慶範	学校給食センター所長	木村学

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 吉元和歌子

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回八峰町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配布しております日程表にしたがって進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、7番門脇直樹君、8番菊地薫君、9番福司憲友君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、これを許します。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成22年第1回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところ、ご出席をいただき誠に有難うございます。

立春を過ぎたところですが、まだまだ寒さが厳しい中、嬉しいニュースが続いております。最初は、第40回全国学生俳句大会の小学校の部で埴川小学校の6名が特選を受賞し、学校対抗「俳句の甲子園」で同校が8位の成績を収めました。

合わせて、21年度NHK全国俳句大会ジュニアの部で、水沢小学校1年の浅野茉侑（まゆ）さんが最高賞の大会大賞を受賞し、埴川小学校が特別賞をいただいております。

次にテレビ放送ですが、先月下旬にNHKが「鶴瓶の家族に乾杯」を2回に渡って放送され、TBSでも年始めに「田舎に泊まろう」で、全国放送されました。

それぞれ大変な反響があり、観光の町を目指す我が町にとっては大変いい機会を与えてもらったと思っております。

さて、国内は未だ冷え込んだままの経済からの脱却ができないところではありますが、新政権が経済対策として打ち出した第2次補正「地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業」の詳細が明確化したことから、先日説明のとおり当町には1億6,471万5,000千円の配分がされることから、町単独事業を中心に取りまとめしました。時間的な余裕のない中で実施事業の選択でありましたが、計上した各事業は地域経済にプラスになるものと思います。

今臨時議会は、本事業と先の議会全員協議会で説明した簡易水道と下水道の料金統一に向けた条例改正が主要なものであります。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第1号「八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について」は、埴地区農業集落排水処理施設を追加すると共に、下水道使用料等を統一するため改正するものであります。

議案第2号「八峰町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」は、下水道受益者分担金等を統一するため改正するものであります。

議案第3号「八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について」も、下水道使用料等を統一するため改正するものであります。

議案第4号「八峰町漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制

定について」も、同じく下水道受益者分担金等を統一するため改正するものであります。

議案第5号「八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について」は、簡易水道使用料等を統一するため改正するものであります。

議案第6号「八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定について」は、下水道使用料等を統一するため改正するものであります。

議案第7号「八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」も、同じく下水道受益者分担金等を統一するため改正するものであります。

議案第8号「平成21年度八峰町一般会計補正予算（第12号）」は、既定額に4億7,977万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を70億9,278万4,000円とするもので、主な内容としては第2次補正「地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業」を含めた3交付金事業費と、新型インフルエンザ予防接種の拡大に伴う補助金の追加などであります。

議案第9号「平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、既定額に177万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億4,117万8,000円とするもので、主な内容としては今回の上下水道使用料の統一によって峰浜地区の水道システムの一部を改修する費用と同地区の検診用機器の購入費用を計上したものであります。

以上、今臨時議会に提案しております議案は9件であります。

詳細については、各議案提案の際、説明させますので宜しくご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（阿部栄悦君）

日程第4、議案第1号、八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田武君） おはようございます。

それでは、早速ですが、議案の説明をさせていただきます。

議案第1号、八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。

八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年2月10日

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。農業集落処理施設に埜地区農業排水処理施設を追加すると

もに、八峰町における下水道使用料等を統一するため改正するものでございます。

次のページをお開き願います。

八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例。

八峰町農業集落排水施設条例の一部を次のように改正します。第14条の規定でございますが、使用料の算定方法についての規定でございます。第1項中「使用料の額は、」の次に「毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ」を加え、「基本料と人員割料」を「基本使用量と従量使用料」に改め、「合算額」の次に「(10円民間の額は切り捨てる。)」を加えるものでございます。このものは、これまでの峰浜地区における世帯割、それから人員割を従量制に変える規定でございます。

同条2項でございます。2項中、「世帯人員及び換算処理人員の確認は、住民基本台帳等によるものとし、世帯人員については毎月1日を、換算処理人員については毎年5月1日を基準日として算定する。」を「使用者が排水した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。」に改め、同項に次の3号を加えます。

第1号が、水道水を使用している場合は、その使用水量とする。ただし、水道水の漏水が確認された場合は、過去1年間の使用水量から月平均を求めた数量といたします。

2号は、水道水以外の水を使用している場合、その使用水量とし、当該使用料は、規則で定めるところにより、町長が認定いたします。

3号、営業に伴い使用する水の量と排除する汚水の量とが著しく異なる場合は、規定で定めるところにより、毎使用月、その排除した汚水の量及びその算出根拠をその末日から7日以内に町長に届出、汚水量の認定を受けるものといたします。

第14条第3項の規定は、途中で加入している方の人員の認定でございますが、この部分は削除となります。

同条第4項本文中「中途において」を「途中において」に改め、「当該使用月の」を削り、同項ただし書中「使用日数が15日に満たない場合は、」を「使用水量が5立方メートル以下のときは、」に、「同条第1項により算出した額の」を「基本使用量を」に改め、同項を同条第3項とするものでございます。このものにつきましては、いずれこれまでの定額制から従量制への切替でございます。

別表第1でございますけれども、新たに次のページになりますが、埜地区農業集落排水処理施設の項目を加えるものでございます。

別表第2につきましては、これまでの峰浜地区の使用料の額の定めを従量制に改め、

基本使用量、汚水量に応じた基本使用量、10立方までを1,575円に、従量使用料については10立方を超える1立方につき157円にするものでございます。いずれも上記で算定した額の10円未満を切り捨てた額に改めるものでございます。

附則でございます。施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月算定分から適用いたします。

経過措置でございます。次のページになります。2、条例の施行期日の前日までに改正前の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例によります。3、この条例施行の際、改正前の規定により課した、または課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例によります。以上説明を終わります。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） はい。14番。

全協で説明を受けましたけれども、この使用料1,575円、超過が157円になってますけれども、これはこれからの八森地区の料金の方にもひびいてきますが、これを八森地区で行っていた1,365円と超過136円、これを維持することができないものかどうなのか、ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 公共下水道、それから農集、漁集、各特別会計に分かれておりますので、それぞれの収支見込を長期にわたって計算しております。現在のところ、公債費の基準内繰入、これを受けてはいるものの、その他に基準外の繰入金で起債償還等、または施設の維持管理等で大幅な額になっております。本来であればこの基本料の1,575円、従量による157円、これを大幅に上回る収支を考えなければいけないのですが、不採算って言いますか、基準外繰入を受け入れるこういう施設の運営に関しては、総務省より20立方3,000円、1立方に直しますと150円、これを基本にして徴収を下さいというふうな通達も出ておりますので、その額に従ったものでございます。一応、値上げ的なものになりますけれども、施設の維持上、または国の指導上、この額に検討委員会とともに協議し決めましたのでご理解くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 経過措置について全協でこの前説明あったんですけども、八森地区だけ1年間今までどおりとするということでもございましたけども、やはり八森峰浜地

区統一することになるんですから、峰浜地区においてもこの料金、上がるという方も当然あるんだろうと思うんで、やっぱり整合性、公平性の観点から同じ期間だけ八森峰浜地区とも経過措置を設けることにならないのかということが1点と、それから受益者の分担金についてなんですが、八森地区は今12万円峰浜18万円で6万円の差があるわけですが、これが18万円に統一するという事になれば、八森地区の人の負担が非常に一気に増すわけですね。この分担金についても何らかの手当が必要なのではないかなという感じがいたします。その点についてはどうお考えなのか。

それから減免の基準なんですけども、減免率が八森それから沢目、農集、漁集とあるわけなんですけども、沢目特環が、減免が100なってるわけですね。これについても他は50の減免になってるんです。学校とか社会福祉施設は75ということになっているわけなんですけども、ここら付近も統一できないものだったのかなという気がしておりますが、それについてもいかがお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田武君） まず最初に経過措置における八森地区、平成22年度なんですけども、この部分の従量制の額10円ほど引き下げております。検討会で検討いたしましたが、従量制の場合で今回20円ほど上がるわけなんですけども、基本料において210円ほど、このものが確実に上がります。節水等によって使用料の軽減を図れることはあるという委員の考え方もございましたけども、従前どおり使った場合には確実に料金が上がると、その経過措置をという八森峰浜両委員の協議の中です了承された事項でございませぬ。この経過措置については1年のみで23年からは直ちに統一の方向という形で考えております。併せて峰浜の定額制においてはこれまでの基本料金それから人数割等でいきますと、1人の世帯で2,310円という額、これが1,570円まで一気に下がります。その割合を見ますとこの従量制の採用によって峰浜地区の大半の人がたが値下げになるのではないのかというふうな委員の方の解釈もございまして、今回の経過措置については八森地区だけの適用というふうな意見の集約となっております。

それから受益者分担金についてでございますが、12万円から18万円という形になりますが、経過措置の同じ規定の中で以前決められた12万円という額の分担金を定められた方については、従前の例によって12万円の額で確定いたします。このことによって、現在分割納付している漁集関係の方々でございますが、分担金の額は12万円が変わりございません。今後における施行期日以後における分担金の額が18万円ということで、これ

まで分担金を課された方々が今後多く納めるということではありませんので、その点ご了解願いたいと思います。

それから減免の基準でございますけれども、主に公共施設、福祉施設、一部駐在所等の施設も入ってございますけれども、これらの公共に準ずる施設については、沢目処理区においては全部が100パーセント減免です。ただ、八森処理区、農集、漁集においては、その割合が50から75という形になっております。逆に言いますと、公共施設においては大半、ほとんどが行政の施設でございます。その他に基準内の繰入金、これでもって運営している関係から、あえて分担金をこのような公共施設に課さなくてもいいのではないかという判断のもとに全部100パーセントという形で今回統一したいという考え方でございます。以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑、はい11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 今回の定額制、人員制といいますか、峰浜の方、従量制に統一することによって、なるほどほとんど大半の方は料金が安くなるわけですが、ただ事業所など今まで峰浜の場合は一般家庭、それから事業所と違っていう具合に基本料を料金設定していたわけですが、これがなくなってその人数等に関わらず水道使用料の何割という形の従量制になるわけですし、でも事業を行っている方々にすればもしかすれば値上げになるということが十分考えられるわけですね。その点について考慮されたのかどうかということ、それからこの分担金についてなんです、現在下水道を使用できる可能地域にあってこの分担金を支払ってないといいますか、公共ます設置されてない家庭が八森地域にあるのかどうか、それについてお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 峰浜地区における用途別のそのものについてですが、このものについてはやっぱり個々においては超過っていいですか、増えるものもあるかと思えます。ただ、水量によるっていうこのものの考え方については、処理場における負荷、これを量でやることによって公平性が保てるのではないかという審議の段階の中で委員の方々と協議し定めたものでございます。

また、集会施設等においては世帯数50戸、それから100戸以下、100戸以上というふうなことで基本的な料金を定められておりますけれども、実際的には10立方に満たない使用が多いというふうなことから、このへんに関しても委員の方から従量制というふうな意見が出てございます。事業所の場合、それを考慮したのかということでございますが、

先ほどの説明の中で事業のその営業段階で飲料とかそういうものであるとすれば当然水がその製品の中に、こういう部分は申し出により調整することも可能でございますので、そういう形の中で私どもと協議していただければと考えます。

それから、分担金についてなんですが、実際公共ますを設置して八森地区、割合は峰浜地区に比べれば低いんですけども、分担金の未納の方、もしくは一部滞っておる方はございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。11番。

○11番（柴田正高君） そうすればですよ、今供用開始地区におっても公共ます設置されておらない方がたが新たに加入したいということで公共ますを設置するとなれば八森地区の方々にとっては6万円今までより多く払うということになるわけでしょう。そうですね。だから私はその点についてなんかこう緩和措置といいますか、設けられないものかなっていうことを先ほど伺ったわけですよ。それについて今一度。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 先ほどの減免規定の中に、下水道に関して土地も含めてなんですが、応分の贈与等があった場合、これも100パーセント減免にしております。今後の公共ますについて新たに公共ますのない所につけるとすれば、個人負担で公共ますを付けていただくこととなります。その額は当然この18万円という中に収まらずですね、おそらく数十万円になると思われまして、本管と直接つなぐわけですので。この公共ますと本管をつないだ部分、これを町に寄贈していただいて、その額が18万以上を超過しているという場合には応分の譲渡を受けますんで、分担金については減免という方向で検討したいというふうに、これが18万以下であればその割合に応じた額の負担という形ですけども、町で公共ますの設置に関して既存のところ新たに設置するものについては、全部個人の負担で町と協議していただきながら設置するということですので、分担金の額は下水道の補助等が抑えられておりますけれども、個人設置の場合、確実にそれは超過いたしますので、減免規定で設けて分担金を課さないという形になるのではないかと考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。ほかに質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 先ほどの課長の説明で、八森地区に合わせる金額には到底無理だということで、また本来であればこれより大幅に上回る考えをとらなくてはならないと

いうことであれば、やはり利用する立場の側の料金設定ではないっていうことで、今大変な仕事がない中でこれ以上公共料金の値上げってというのは八森地域に響いてきますので、もっと下げるべきだと、1,365円に合わせるべきだということ、私はこれに反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号、八峰町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君）

議案第2号、八峰町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年2月10日

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。八峰町における下水道受益者分担金等を統一するため改正するものでございます。次のページをお開き願います。

八峰町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例

八峰町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第4条でございますが、受益者分担金の額を定める規定でございます。これまでの「1受益者当たり」を「1受益地（排水区域内で町が設置する公共ますに接続する宅地をいう。）につき、」に改めます。これは、旧峰浜地区において「1受益者」というのを「1受益地」で統一するものでございます。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行します。経過措置2、この条例の施行

日の前日までに、改正前の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなします。以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようですので質疑をおわります。

これより討論を行います。討論ありませんか。討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号、八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 議案第3号、八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。

八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年2月10日

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。八峰町における下水道使用料等を統一するため改正するものでございます。次のページをお開き願います。

八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例

八峰町漁業集落排水施設条例の一部を次のように改正いたします。

まず、第14条、これは使用料の算定方法でございます。この中の第1項の表中でございますが、これまで基本使用量10立米まで1,365円を改正では1,575円に、従量使用料10立方を超える1立方につき136円を157円に改正するものでございます。上記で算定した額の10円未満の端数は切り捨てるものでございます。

附則でございます。附則といたしまして、施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月算定分から適用いたします。

経過措置等でございますが、2に改正前の条例14条第1項の票の規定にかかわらず、平

成22年4月算定分から平成23年3月算定分、平成22年度分の使用料でございますけれども、の額は次の表に掲げるとおりとするということで、従量使用料につき条例では157円を経過措置として147円、22年度中の徴収額とするものでございます。

3、この条例施行の際、改正前の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例によります。説明は以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 全協での説明では月額上下で600円くらいのアップっていうふうな説明でしたけども、これは平均してなんでしょう。どういう調べでこのような金額になったのか、もう一度説明をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 今回の改正では簡易水道及び下水道の料金でございます。

まず、簡易水道においては基本料は1,050円が変わりございませんが、この前の全協は20立方を対象にして話してございます。この場合の超過の10立方に対しまして21円増となりますので、10立方で210円の増、それから下水道においては基本料金が210円上がります。この分の210円、それから超過については157円とした場合20円ちょっと上がりますのでこの部分も合わせますと、あわせて620円ほど超過になるっていうことでご説明申し上げました。以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） この下水道事業で八森地区この値上げによってどのくらいの増収になるのかね、教えていただければありがたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田武君） これあくまでも試算でございます。それから先ほどのは20立方で今後料金が上がりますので、各世帯では今後節水という形での軽減策も考えていただければと思います。

これは今までの水道使用料の試算でございますが、下水道これを現行料金と比較した場合ですね、月額で41万3,000円ほど、年間では496万5,000円、500万円弱程度の増というふうな、これは同一で使った場合ですので、今後料金改定の説明などのときに節水の方向なりというものもPRしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑がないようですのでこれで

質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 1世帯当たり620円程度って言われて節水策を考えてもらうっていうふうなことでしたけども、年間500万円程度の増でありましたら、これは町民に負担をかける必要はないと私は思います。そしてこれは、1世帯当たりですので一番水の使う子育て中、洗濯物が一番多い、お風呂の入る回数が一番多い、この子育て中の世帯に一番しわ寄せが行くのではないかと思います。この値上げには反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 私もですね、この値上げには本当に反対したいと思います。

全協でもね、話しお願いしたわけですけども、やはり今下水だけでなく簡水の方も上がって行くわけなんですね。例えば今課長が説明したとおり年間約500万くらいの増収だという話して、節水するとおそらくそんなに変わんなっちゃう。ですからやっぱりこの時期でありますからね、上げるっていうのはもうすごいやっぱり大変なことだと思うんですよ。両方上がってくるわけですから。ですからね、やっぱりこれは統一料金というのは決まったわけですけども、八森地区はね、やっぱり負担が増えるわけですよ。ですから統一料金は統一料金としてやっぱり景気の状態を見てですね、やはり上げると。で、今現在の従前の金額でですね、景気の判断をしながら、従前の料金で収納してもらって、その景気が上がってきたら良くなってきたらやっぱりこの統一料金に統一すると、そういうふうな考え方でいいのかなと思うんですよね。やはり埋蔵金ではないけれどもこのために財政調整基金っていうのがあるわけですから、そういうのをこういうとき使えばいいんで、この際上げるっていうのは絶対反対です。悪いですけど。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 先ほどと同じようですけども、もちろん値上がりすることに対しては大変私も心苦しい。このご時勢でございます。しかしながらやっぱり議会でも合併後の使用料の料金統一というふうなことは、大変私、一般質問もありながら議論のされたところでございます。やっぱり旧八森、旧峰浜さんとの基本料金の設定と申しますか、八森が安かったのか、あるいは峰浜さんが高かったのか、これは先ほどのところともダブルですけれども、合併後一番議論になったところの若干値上がり、あるいは峰浜さんが下がるということは、合併を、4年後を目指した一つの町としての苦肉の策でありながら、私やっぱりこれは理解をするべきものであるということから、賛成討論といたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 同じ町でありながら地区によって料金体系が違うというのは、やっぱり公平性の観点から一本化しなきゃならんということは十分私も理解しております。ただそんな中であってですね、今回の従量制に統一をすることが果たしてベストなのかということだと思います。ベターであるかもしれんけど私はこの料金の取り方はベストではない、こう思っております。一番公平性っていう観点から言えば、それこそ下水につきましては下水メーターを取り付けてそこに表れた立方数で料金を課すというのが、これが一番公平だと思うわけですが、この従量制のほかにもっとベストな料金の体系があるのではないかなど、私はかように思いますので、この従量制の料金の統一の仕方については反対いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） この問題は住民からも早急に料金統一ということで出されてきて、議会の方でも検討されて、早急にやりましょうということで検討委員会を立ち上げてもらいました。その結果、こういうような状況になったんですけども、皆さん言っているとおり今の世の中では値上げは大変でございますが、まず説明の中で5年後を見直すということが書かれてございました。そのときに私は、多分、5年と言わずに数年後に一度また見直してみればどうかということ述べた記憶がありますが、そのときに課長の答弁では、「はい、そのようなことも考えていきます」ということでありましたので、私はこの統一料金には賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号、八峰町漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第4号、八峰町漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例

の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年 2月10日

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、八峰町における下水道受益者分担金等を統一するため改正するものでございます。次のページをお開き願います。

八峰町漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例。

八峰町漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第4条の規定は分担金等の額についての規定でございます。この第1項中、「12万円」を「18万円」に改めるものでございます。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行いたします。

経過措置、この条例施行の際、改正前の規定により課した、又は課すべきであった分担金の取扱いについては、なお従前の例によるってということで、これまで課された方々については12万円ということでご了解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） はい。お尋ねをします。高齢者の世帯で今すぐ水洗化しなくてもまずなんとかやっているとということで、八森地区でも高齢者で水洗にしてないところがかかなりあると思うんですけれども、今こういう時勢ですので、都会からこちらの方にUターンして住みたいという世帯もこれから増える可能性もあるし今も増えてるのではないかと思います。そういう場合、水洗トイレにする場合は、18万円ということになるのでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 既に公共ますの設置しているところであるとすれば、もう12万円、未納であってもそれを返しておりますので12万円の額を引き継ぐ形になります。新たに公共をますを設置する場合には、本管と公共ます、これを個人の、Uターン者であればUターン者の負担でもって設置してもらいます。この部分に関して、町の方に贈与していただいた場合、そのかかった事業費に応じた形で分担金を課すことになります。寄付を受けて18万円以上、それ以上かかっているというふうな方については減免規定に

より、申請により免除したいという考え方であります。以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） そういうことになりますと、18万円は確かですけども減免規定とかいろいろあるということですが、その減免規定っていうのはどういうのが対象になるのでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田武君） それぞれ施行規則においてですね、公共施設に関するもの、それから生保関係に関するもの等免除規定設けております。また、自治会の集会所等についても減免の割合定めておりますが、今回は全額全部において100パーセント免除という形になります。こういった場合、規定においては施行規則に規定されている項目で町長の弾力条項もあるわけですが、そういう形に添った申請に応じた形で減免してまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 反対討論をします。この施行規則による減免っていうのは一般対象の世帯には当てはまらないなということですね。まだまだあると思います。そういうことでこれからやるにしてもあまりにも金額が以前よりも大幅に値上げになるということで、これはますます加入率もこれからどうなるのか、上げるためにもこの値段は妥当ではないと思いますので反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。この採決は起立で行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 議案第5号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制

定についてを説明いたします。

八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年 2月10日

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。八峰町における簡易水道使用料等を統一するため改正するものでございます。次のページをお開き願います。

八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

八峰町簡易水道給水条例の一部を次のように改正いたします。

第2条については、用語の定義でございまして、第2号から6号についてはそれぞれの用途、使用用途についての項目でございます。この部分を削り第7号を第2号として繰り上げます。

第20条第1項第2号の規定ですが、給水装置の異動届に関する規定で、用途別の異動届の項目を削ります。それから第26条については水道料金の10円未満の端数で、これまで峰浜地区簡易水道においてのみでございましたが、この部分を削除いたします。

第28条につきましては、使用料の用途の認定等の規定でございます。この部分に関する部分を削ります。

第29条第2項は、月の途中における用途変更の規定でございまして、このものも削ります。

別表第1でございしますが、基本料金10立米ですけれども、これを1,050円に、超過水量立方につきまして136円というふうな形で別表第1を改めます。

附則でございます。施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月算定分から適用いたします。

経過措置、2、この条例の施行の前日までに、改正前の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなします。3、この条例の施行の際、改正前の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例によります。説明は以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 以前にも副町長にお尋ねしました。同じ八峰町にいてそれぞれ違う簡易水道事業が行われております。このままで行きますとやっぱり料金体制にもいろ

いろな影響が出てくるのは当然だと思いますので、将来はその石川地区も同じこの簡易水道事業に取り組むという考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） その将来的にわたっては、いろいろ地元と話し合いをしながらできるだけそういった方向に持っていくようにすべきだと思ってます。ただ、そこまでに至るにはいろいろと過去の経過もございますし、そういった地元の考え方等を整理していかないとすぐには、実施は出来ないとおもいますので、前段の条件整備を図りながら将来的にはそういう方向に頑張っていきたいというふうに思っています。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） この料金の改正なんですが、基本料金で10立米までが1,050円、それからこういった部分が単純に基本料金は1立米105円ですよね。超過すると1立米136円になる。多く使えば高くなると。この多く使えば立米単価が高くなるっていう原因はなんですか。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 簡易水道事業、水については、生活する上で必須要件です。このため、旧八森地区の基本料金1,050円、これはそのまま据え置こうという考え方がございます。超過料金につきましてこれまで105円を基準に八森地区は定めてございましたが、実際には峰浜地区においては1立方の超過料金が157円と大幅に高かった関係から、この調整額において136円としてございます。基本料以内の人については値上げをしないという方向のもとで超過料金のみの統一という形を考えました。逆に、基本料金においては峰浜地区が945円であったものが105円の、逆に基本料金においては値上がりという形での調整となっております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今両地区の調整のためにこういう、おそらく苦肉の策だと思うわけですが、これ一般常識からいくとね、でしょ、みなさん、いっぱい買えば高くなるという料金設定どこにありますか。りんご10個買ったときと100個買ったとき、100個の方が高くなるというそういう料金の設定私見たことありません。もちろん、今当局がおっしゃってる調整のためというのはわかります。でも、これは将来的にずーっと残っていく料金体系ですよ。八峰町の水道はいっぱい使えば料金が高くなるという、私これはおかしいと思います。

- 議長（阿部栄悦君） 答弁を求めますか。はい、武田建設課長。
- 1番（松岡清悦君） はい。
- 議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。
- 建設課長（武田武君） 他町の例を見ますと、水道の使用量に応じて50立方以上であると、というふうな形で一律ではございません。能代地区においては使えば使うほど50立方以上を超えた場合には50立方以内の方より立米単価が高くなっております。あとで他町村の例やりますが、全部超過料金一定額というところは逆にいうと八峰町を含めてそんなに多くありません。他の料金体系を見ますと、金額の多い低いによりますけども、使用料に応じたその立米単価、これが使えば使うほど高くなっていってるというところが大半見えますのであとでそちらを示したいと思います。
- 議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。
- 11番（柴田正高君） 使用料が30立方以下であれば値上げになるわけですね、今回の料金の改定だと。そうすれば、全世帯で30立方以下っていうのはどの位の割合であるんでしょうか。それ教えてください。
- 議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。武田建設課長。
- 建設課長（武田武君） 12月の段階で一応資料の方を出してございます。八森地区において30立米以上の使用は299件で、率にして16.1パーセント、峰浜地区においては286件、率にいたしまして19.4パーセント、だいたい中間取りますとだいたい17、8パーセントくらいが超過になると思います。ですので、80パーセント以上の方々は30立米以内というふうな実績に応じての数値となっております。
- 議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。
- 11番（柴田正高君） そうしますと、約89パーセントの方々にとりましては、値上げになると、こういうことでよろしいんでしょうか。
- 議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。
- 建設課長（武田武君） 峰浜地区においてのみ述べますが、先ほど申しますとおり30立米以上の使用が19.4パーセントですので、8割近くの方々がいずれ水道料金においては峰浜地区においては値上げっていう形になります。
- 議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤克實君。
- 5番（佐藤克實君） これによってですね、峰浜地区の人がどのくらい平均アップになるのか、そして収入がどの位増減するのか、あと八森地区も同様にね、どのくらいの平

均で下がるのか上がるのか、そして全体としてはどのくらいの増収になるのか、をちょっと教えてもらえればありがたいです。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 以前12月の資料をご覧いただければわかるかと思えます。

まず、料金の超過ですけれども、峰浜地区においては12立方を基本としています。12立方まで945円という形のものになっております。このものが上がりますので12立方で定められた方、この方が一番負担の割合としては多くなります。10立方で今回定めますんで2立方分、今まで基本料金内だったものがその分がっということになります。このものと200円を比べますと、12立方の方々に300円程度の値上げという形で現れるのかなと思えます。

今回の改正なんですけれども、八森地区においては、基本料金は同じですけれども超過料金分が上がりますんで、調定額においてだいたい57万7,000円程度、逆に峰浜地区においては30立米を大幅に超えている方々がありますので、逆に調定額においてはほぼ同額の2万2,000円程度逆に調定では減額になるというふうな算定、試算をしてございます。

合計で55万円ほど、両地区合わせますと水道会計年間では600万程度になるかと思うんですが、そのくらい会計上では使用料は増額するのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 反対討論をします。実質的に値上げ、これは確実だと思います。合併して「やはり悪くなった」ということの、これはつながる一つの道になるのではないのでしょうか。あくまでも合併したらサービスは高い方に高い方にとということで合わせますと峰浜の基本料金945円、超過料金115円、これにあわせて値上げをしないような方法を取るべきではなかったかと思えます。そして今の時勢ほんとうに私の顔を見ると「仕事がないか」「仕事がないか」って、どっか仕事がないかっていうのがほんとうに40代50代から聞かれます。何百円でも家計から出るのが大変なんだっていう、そういう声が聞かれます。今このときにこの公共料金を値上げして合併してやっぱり値上げしたっていうこと、これは本当によくはないことだと思いますので私は反対をします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。11番柴田正高君。

- 11番（柴田正高君） 下水道の料金統一に関しましては、八森地区の方が値上げが多いということで経過措置を設けることになりました。この水道料金に関しましても、峰浜地区の8割に当たる世帯が値上げとなります。当然、水道料金についても経過措置を設けるべきではないかなと、私はかように思いますので本案には反対をいたします。
- 議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。15番須藤正人君。
- 15番（須藤正人君） 賛成討論をいたします。基本料金の1,050円というのは、私はこの高齢者世帯とか一人世帯、こういう方々がこの基本料金以内で終わるのではないかなと。その料金を据え置きにしたということは、そういう弱者の方々のことを考えてこの1,050円という料金で据え置いたんだらうというふうに思います。そして、それを超える1立米136円、それを超える世帯というのは働く人も多かったり家族もいっぱいいる、そういう世帯の中でも活性化されている世帯で収入もそれなりに上がっている方々が、その基本料金を超えた水を使うということだろうと思います。それを考えるとですね、やはり弱者の方に1,050円という基本料金を上げないでにおいて、その働きのある方々の分はそれなりの負担をしていただくというような形に私はこの料金設定がなっているなと。先ほど松岡議員が申したりんごの話がありましたが、それには当たらないのではないかなと思います。よって賛成をいたします。
- 議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。5番佐藤克實君。
- 5番（佐藤克實君） 私もですね、さっき見上議員さんが話したように、この料金によってさっきの漁集とこの今の簡水でもって1,100万が町民から出てくるわけですね。これから前の農集はじめ、公共下水道を含めると、相当な金額が住民に負担になっていくわけです。やはりこの経済の不況で可処分所得がどんどん下がってですね、経済活動が悪くなっていく、更なるこの地域の疲弊が目に見えてくると思うんですね、そういうことでやっぱり柴田議員もお話ありましたようにですね、やはり経過措置を設けてですね、やはり思い切ってこれを断念する、状況を見てやはりその統一料金にするという考えに立っていただきたいということで、本案には反対したいと思います。
- 議長（阿部栄悦君） 次に3番石塚正一君。
- 3番（石塚正一君） 賛成討論をいたします。今この4年と比べてみれば、4年前は9千何百人という人口でありました。今なれば8千ちょっと。それによって税収もだんだんだんだん減ってきております。まず値上げは大変なことはわかるんですけども、それでなくても今の水道、下水道も事業が大変であるのは皆さんも何度も説明されてわ

かっていると思います。それを踏まえますと、多少でもやっぱり犠牲を払って値上げをしたいとやっていけない。また先ほど佐藤克實議員の方から何か基金を崩してと言う話もございました。基金を崩していくことによってだんだんだんだん税収は少なくなる、町の財政は困るというその悪循環が繰り返されていきます。そのためにも今回はやむを得ず私はこれには賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。討論がないようですのでこれで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。この採決は起立で行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 議案第6号、八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。

八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年2月10日

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。八峰町における下水道使用料等を統一するため改正するものでございます。次のページをお開き願います。

これまで八森処理区、沢目処理区という形で料金体系等が違っておりますので、今回はそれを統一する考え方でございます。

八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例

八峰町公共下水道管理条例の一部を次のように改正いたします。

第16条第1項中「八森処理区」を、八森を削りまして「処理区」にし、沢目処理区、八森処理区、共通のものにいたします。

第17条の規定でございますが、沢目処理区における使用料の算定方法、この部分について削除いたします。

別表第1につきましては、基本料金の汚水量10立方まで1,365円を1,575円に、従量使用料10立方を超える1立方につき136円を157円とするものでございます。上記で算定した額の10円未満は切り捨てます。

別表第2を削るということで、これは沢目処理区における使用料の額の表で、これを削ります。

施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月算定分から適用いたします。

経過措置、2、改正前の条例別表第1の規定にかかわらず、八峰町公共下水道設置条例第2条に規定する八森処理区における、平成22年4月算定分から平成23年3月算定分の使用料の額は、次の表に掲げるとおりとするということで、従量使用料につき条例では157円の改正案でございますが、22年度のみ147円で運用したいという考え方でございます。

3、この条例施行の際、改正前の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例によります。説明は以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 今まで話し合われましたけども、やはり町民の今の生活状態がまるで反映されてない、すりあわせだけの値上げというふうに私は思いますので反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 大変厳しいご時勢、先ほど来いろいろご意見ありますが、町民のため、町民のためという値上げが少しありそうですけども、やっぱり今まで合併前からの基本料金そのものが違っている中において、合併後4年を迎えるにそれぞれ旧八森旧峰浜の料金が違うということ自体がやっぱりむしろ町民に対する不公平感あるいは疑念など含まれるだろうとこう思いますので、今回これも私は賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 先ほど来、この料金に対して反対してきたわけで、本案に対しても反対討論を行いたいと思います。

政権が変わりまして、地方分権から地方主権ということになってるわけですけども、総務省が150円前後という指導があったというふうな話をしていますけども、やはりこれは地域格差あって当然の話であって、総務省のご指導に何も合わせなくなっていいと思うんですよ。だからやはり今こういう時期でありますので、下がる部分に関してはいいんですけれども、上がる部分っていうのはね、やっぱり経過措置を見ていくっていうのがやっぱり本来のこの小さい行政の自治体の姿だと思うんですよ。それをやっぱりもう一度ですね、考えてもらうためにも本案には反対します。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。この採決は起立で行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号、八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 議案第7号、八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年2月10日

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。八峰町における下水道受益者分担金等を統一するため改正するものでございます。次のページをお開き願います。

八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例

八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第4条は、分担金等の額の規定でございますが、この部分中、「分担金及び特別分担金の額は、八峰町公共下水道設置条例第2条に規定する処理区ごとに次の区分のとおり

とする。」を「分担金の額は、次のとおりとする。」に改めるものでございます。その表を1 受益地分担金18万円といたします。

第5条第5項の項目は、八森地区における特別分担金の規定で、この条項を削ります。附則、施行期日、この条例は公布の日から施行いたします。

経過措置2、この条例施行の際、改正前の規定により課した、又は課すべきであった分担金の取扱いについては、なお従前の例によるということでございます。以上説明を終わります。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） はい。先ほどから生活が非常に大変だっていることを何回も言ってますけども、これもやはり合併の条件としてサービスは高い方に合わせる、これがやはり基本理念ではないかと思えます。以上のことから私はこのことに反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。この採決は起立で行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。休憩いたします。11時半より再開いたしますのでご協力ください。

午前11時23分 休 憩

.....  
午前11時29分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第11、議案第8号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 議案第8号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出の、それぞれ4億7,977万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ70億9,278万4,000円とするものでございます。

説明に入る前に、一言お願いしたいと思いますが、今回の補正につきましては先の全協でご説明申し上げました、きめ細かな臨時交付金の31事業と公共投資の臨時交付金等でごございまして、大変申し訳ございませんが、先の全協に提出されました資料等ありましたらご参照願いたいと思います。

なお、歳入に入る前に4ページと5ページをお開きになっていただきたいと思います。

4ページから5ページにかけまして、第2表の繰越明許費、補正の追加でもってですね、きめ細かな事業の仕分けをやってございます。しめて町費を含めまして1億9,531万5,000円となっております。31事業に仕分けでございます。

それでは、9ページの歳入からご説明申し上げます。

2歳入、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、補正額3億9,531万5,000円であります。節の1、総務管理費補助金6,600万円、説明の2の地域情報通信基盤整備推進交付金でございまして、これは光ファイバー事業でございまして、3分の1の国庫補助の分でございます。区分の6、地域活性化・公共投資臨時交付金1億6,460万円、これは地域活性化・公共投資臨時交付金に関わるものでございまして、林道の塙、水沢山、水の目の3林道路線の改良工事、あるいは光ファイバー網の整備、地上デジタル難聴視聴対策の関係でございまして。区分の7の地域活性化・きめ細かな臨時交付金1億6,471万5,000円、これにつきましては、先ほど申し上げましたきめ細かな臨時交付金等々でございまして、詳細なメニューの説明につきましては歳出で説明申し上げたいと思います。

2目民生費国庫補助金、補正額1,247万4,000円、1節社会福祉費補助金1,247万4,000円、11の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございまして、これは消防法が改正になりまして、275平米以上の施設にですね消火器が義務付けられてございまして、これは100パーセントの国の補助金でございまして。内容につきましては歳出でご説明し

たいと思います。

15款県支出金 2 項県補助金 3 目衛生費県補助金、補正額353万1,000円、1 節保健衛生費補助金353万1,000円ですが、これは新型インフルエンザの予防接種の県の補助金でございます。これにつきましてもですね、9 ページのインフルエンザ関係につきましても歳出の方で内容を説明したいと思います。

10ページ、5 目農林水産業費県補助金、補正額4,126万6,000円、2 節林業費補助金4,126万6,000円、13機能回復整備事業費補助金、これは林道の水の目線、あるいは林道の水沢山線の改良工事でございます、いずれも林道の舗装等でございます。歳出でさらに詳細に説明したいと思います。

10款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額191万2,000円の減額です。一般会計繰越金191万2,000円の減額です。これは財源に振り分けるための減額でございます、主に予算の計上済みの埴林道の改良工事の一般財源に対してですね、公共投資事業に振り分けてましてそれに対する起債等の財源を充当させたために減額されるものでございまして、繰越金の保留分の現在の残額は7,736万8,000円となっております。

11ページ。21款町債 1 項町債 1 目総務費、補正額1,840万円、6 節地域情報基盤整備事業債1,840万円、これは先ほど申し上げました光ファイバーに対する交付金の充当分の残でございます、過疎対策事業債を予定してございます。3 目農林水産行債、補正額1,070万円、2 節林道整備事業債1,070万円、これは林道の塙線、あるいは水の目線、水沢山線の改良に伴う過疎債の充当でございます。

12ページ、3 歳出、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、補正額1,930万円、節の13委託料、15工事費いずれも工事名として同じものでございますが、庁用車の車庫の建設事業でございます、これに伴う委託料の設計管理委託料が30万、工事請負の方で1,900万、これの内訳につきましては、車庫の建設工事として1,500万、車庫外の舗装が400万となっております。いずれも22年度繰越でございます。規模といたしましては、ただいま21年度事業として建設中の車庫でございますけれども同様の規模のものでございまして、車6 台収容あるいは面積につきまして142.43平米のものでございます。そして車庫前400平米を舗装の予定でございます。10目自治振興費、補正額550万円、13委託料50万、15工事請負費500万、これにつきましては、外林地区の集会施設の改修工事でございます。現在この改修される建物につきましては、外林地区にガラス温室が2 棟ございますが、そこに管理塔がございましてその管理塔が遊休施設になってございますので、

ここを改修しまして外林集落の集会施設に供したいと、こういうことでございます。先の全協でも担当の方から申し上げましたけれども、現在外林地区が戸数が増えまして今29戸と、こういうふうな状態になってございます。面積が約20坪の施設でございます。14目地域情報化事業費、補正額1億9,816万6,000円、節の3の職員手当10万4,000円、9旅費6万2,000円、15工事請負費1億9,800万円でございます。これは先ほど歳入でも申し上げましたけれども、光ファイバーに対する整備と、あるいは地上デジタルの難視聴地域の解消のものでございます。それとご案内のように今ブロードバンドといひまして超高速インターネットでございますが、これの未整備の地区を解消したいということでございまして、国庫補助とさらに公共投資交付金を活用しまして未整備の八森地区全域を対象に光ファイバー網を整備するというものでございます。これによって超高速インターネットに接続が可能になると、こういうことでございます。

19ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、補正額210万円。13節委託料20万、15工事請負費190万円、この内容につきましては、社会福祉協議会の事務所の修繕工事でございますが、ご案内のように八峰町が無償で貸与しているものでございまして現在社会福祉協議会がここに入居しているわけですが、建設されてからもう42年も超えまして非常に痛みが激しくですね、これらの修繕工事を実施したいと、こういうことでございます。6目介護保険費、補正額1,247万4,000円、19負担金補助及び交付金1,247万4,000円ですが、これにつきましては地域介護あるいは福祉空間の整備等の施設整備交付金でございますが、先ほど歳入で申し上げましたように100パーセントの補助でございますが、松峰園、グループホームの町内にあります275平米以上の建物ですが、松峰園と親孝の里ですね、この2箇所が対象になってるわけですが、これにスプリンクラーの設置をするということでございます。

14ページ、3款民生費2項児童福祉費2目子ども園費、補正額989万3,000円、13委託料86万、工事費が933万3,000円ですが、これは埴川子ども園の下水道の接続工事をやる予定でございまして、それに伴う工事費と委託料ですが、現在町内に5箇所の子どもの園があるわけでございますが、埴川子ども園だけ今汲み取りのトイレというような状態になってございますので、ここ水洗トイレ化いたしまして下水道に接続するというところでございます。管路の延長が152.8メートルとなっております。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、補正額1,187万9,000円、12役務費18万円通信費、13委託料1,151万9,000円予防接種委託料、次の16ページの19負担金補助及び交付金

18万円、これにつきましてはこれまでインフルエンザの予防接種につきまして、ワクチンにつきまして、優先順位を設けましてそれぞれの手当をしておったわけですが、この度八峰町では優先接種の対象以外のいわゆる19歳から64歳までの健康な成人に対しても接種を可能にすると、これは町独自で助成券を発行して接種してもらいたいと、こういう配慮でございます。ただし接種につきましては1回のみでございます。それに対する通信運搬費、対象戸数が約2,245戸ございますが、それに対する通信費18万、それから予防接種の医療機関への委託料が1,151万9,000円、それから補助金として18万と、これは窓口で直接町の方で対応する分でございます。金額につきましては概算でございますけれどもこういうふうに設定させていただきました。5目埜川健康管理費、補正額169万円、13委託料19万円、15工事請負費150万円、これにつきましては埜川健康センターの下水道の接続工事でございます。埜地区の農集の共用に伴ってですね下水道を接続したいということでございます。管路の延長が45メートルでございます。

16ページ、6款農林水産業費2項林業費3目林道整備費、補正額が8,744万円。節の7賃金156万2,000円、11の需用費96万、12役務費44万7,000円、13の委託料が641万8,000円、15工事請負費7,805万3,000円、これらの事業に伴う賃金、あるいは需用費あるいは役務費でございます、13の委託料につきましては説明の所に書いてございますけれども、母谷山の測量設計につきましては、母谷山林道につきましては、21年度で事業が終了される予定でございます、実績に伴って120万円の減額でございます。水の目線あるいは水沢山改良につきましてはの設計料はそれぞれ289万3,000円、472万5,000円となっております。工事請負費につきましては、民有林の林道の開設あるいは水の目線水沢山線等の改良工事でございます。41の作業道の産神台線ですね、これにつきましてはの改良工事もございます。これは母谷山から分かれてる道路でございますが作業道の舗装を予定してございます。42の作業道の母谷山改良でございますが、これも作業道の改良の舗装230メートルを予定してございます。

17ページ、7款商工費1項商工費3目観光費、補正額600万円、13委託料、15工事請負費、これはご案内のようにあきた白神駅から連絡道がございまして、これの老朽化されたいわゆるスカイロードの改修でございます。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費、補正額1,980万円、13委託料ですが、これは小手菘線の関係でございます。この辺から少し詳しく話ししようと思ってメモしてきたんですが。簡略したいと思います。15工事請負費1,730万円、説明に書いてるよう

に町道の小入川岩館線の法面、あるいは小手萩線の法面、崩落防止工事、あるいは町道の小入川岩館線の法面、八森浜田線の防風ネットの改修工事等々でございます。説明を省略します。2目道路新設改良費、補正額3,200万円、13委託料200万円、15工事請負費3,000万円、町道の小入川線の設計の委託料あるいは改良、八森浜田線の改良、町道の小入川岩館線の路肩の改良、町道の鳥矢場線の暗渠の改良等でございます。

19ページ、8款土木費3項河川費2目河川維持費、補正額1,570万円、委託料250万円、工事費1,320万円、説明に書いてるとおりでございます。

20ページ、9款消防費1項消防費3目消防施設費、補正額85万円、12役務費85万円手数料でございますが、これは12分団ですね、中浜でございますが、ここの消防の乾燥塔の撤去あるいは移築のための運搬等でございます。消防無線施設費317万1,000円、15工事請負費317万1,000円、屋外拡声装置組立鋼管柱建柱工事ということで、八森地区の屋外の支局、本館と中浜の建柱が老朽化されましてこれを新設する予定でございます。以上次に10款からは教育費の方でございますので教育委員会の方から説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご苦勞様でございます。私の方からも副町長に引き続いてきめ細かな臨時交付金事業を使つての事業をご説明申し上げます。

10款の教育費2項小学校費3目塙川小学校費の714万の補正でございますが、22年度から供用開始なる塙川小学校の下水道の接続工事の委託料と接続工事費あわせて714万円の補正でございます。次7目の旧岩館小学校管理費の441万円の補正でございますが、旧岩館小学校を有効活用するために使用不能となっております水道設備の工事費として委託料と工事費を、441万円を計上されてもらいました。

次、中学校費の2目の峰浜中学校費325万円の補正でございますが、体育館の耐震工事に伴う委託費と耐震補強工事とあわせての計上でございます。次、3目の八森中学校費200万円の計上でございますが、教室の間仕切り工事の委託費と工事費あわせて200万円と、それから古くなったカーテンの改修も含まれております。

次に4項社会教育費3目の文化活動費として1,733万円の計上でございますが、アモサイトを含んだアスベストの除去の工事費として計上させていただきました。委託料として83万円、工事費として1,650万円でございます。次に5目の峰浜文化交流施設管理費でございますが、900万円の計上をさせていただきました。これは62年に開設してか

ら25年経過しておりまして、内部等が非常に経過とともに補修が必要となっておりますので、外壁の剥離の補修として需用費として100万円、あとは内装工事それから証明工事、地上デジタル対応テレビの購入と含めて900万円の計上でございます。

次に24ページ、5項の保健体育費2目の学校給食共同調理場運営費でございますが、共同調理場の工事の委託料と改修工事費それに伴う手数料で902万1,000円の計上でございます。次に4目の体育施設管理費でございますが、峰浜野球場としてスタートする、今準備中でございますが、老朽化しております放送設備の改修工事として手数料と工事費とを含めて166万円の計上をさせていただいたものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（阿部栄悦君） 会議を続けますのでご協力ください。

これより、議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） この間の全協のときでも各議員から小学校の、貸すことに対しての意見が出されましたが、新聞等で見ますと前なんか天文観察とかっていうことでかなり前に締結されておりました。またこの間の話では内容が少し変わってきていろんなことが研究されるという話でしたが、それはそれとして、あのくらいの大きな建物でございますが、その中の一部だけを使用するに当たってもやっぱり維持管理っていうのが大変でしょうけども、大変でしょうね。それで締結すると、この使用者との要するに使用料金ですか、そういうのは今後まあ話し合いをしていくんだと思いますが、あの大きなものを維持していく管理費と使用料との割合というものを考えていかないと今度大変だと思いますが、その点どのようにして考えているのかということと、それからもう一度確認のためにお伺いしますが、この31項目の中で一番大きいといえばいろんな林道、舗装工事ですね、これなれば業者が一業者より八森にいないですけども、こういう場合は他の業者からも入札に加わるということはあると思いますが、あとの小さいいろいろ本当にきめ細かなこの事業はたくさんございますので、これは全て町内業者だけに今後限定して今後指名をしていくのかどうか、そこらへんをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。辻学校教育課長。

○学校教育課長（辻正英君） 私の方からは、第1点目の旧岩小の維持管理費と使用料について答弁させていただきます。

これにつきましては、まだ具体的な詰めはなされていないということでありまして。ただ私がたとしての基本的な考え方としては、維持管理費は当然かかってきますので大規模

的な施設の修繕に関わるものについてはやはり建物所有者の私の方で負担していかなければならないと考えてますし、使って小規模な修繕等につきましては、これは使用者の方から負担してもらおうという考え方で交渉していきたいなと思っております。昨年にですね、現地調査の際においては、水道料とかそういう光熱費等については使用者の方で負担するということでは合意しておりますけれども、それ以外のものについてはまだ話し合いがなされておられませんので今後の課題となっております。当然使用料につきましても今後その点を踏まえながら利用者の方ですね、そちらの方と協議しながら詰めていきたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 今回の予算の中の臨時交付金関係事業につきましては、1つは公共投資臨時交付金事業とそれからきめ細かな臨時交付金事業の2つを計上させていただいたところでございますが、きめ細かな臨時交付金事業につきましては、国の方針であります地元中小企業、それから零細事業者の受注に資するような事業を優先的にやってほしいという趣旨のもとでやっております。内容的に見ましても地元で、地元の業者さんが対応できるものと思っております。ただ、公共投資臨時交付金につきましては、そのような国の指導みたいなことは謳われておりませんので、特にブロードバンド事業につきましては当然町内業者では対応できないということでもありますので、それ以外につきましては十分地元の業者さんが対応できるものと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 何点かお尋ねいたします。

まず始めに学校給食のボイラーの件なんですけど、先日の全協で私の曖昧な記憶に基づいて質させていただいたわけですけども、私もうちへ帰って地域の新エネルギービジョンを改めて見ました。これによりますと、公共施設の新設や改築の際には普及拡大の可能性と啓発効果の大きい新エネルギーの設備の導入に努める、既存の公共施設についても計画的に設備導入を検討すると、こう載っております。それから私が以前一般質問でも八峰町でのCO<sub>2</sub>の削減計画、削減量についてお尋ねしたときに、町長答弁で『計画の目標が達成できるよう頑張っていきたい』とかように答弁をされております。八峰町の計画では24年までにCO<sub>2</sub>の削減を8.4パーセント減らすと、こうしておりましたが、現鳩山政権になって更にそれからもっと高い目標を掲げております。ですから、この計画どおり実効されてもそれこそ今、現鳩山政権が掲げてる25パーセントの削減です

か、これには達しないのではないかなという懸念をしております。そういう中であってこのボイラーの方針について、全然このビジョンの計画について検討されなかったということは極めて遺憾だとかように思っております。まさに執行者側の落ち度だと言っていいのではないのかなとこう思っております。それについて今一度町長の説明を求めます。

それから、埴川子ども園の下水の接続工事、今直接この補正予算には関係ないんですが、八峰町全体で園児の数が減少しております、八森地区においては統合に向けて検討委員会を立ち上げ、統合する方向で検討するというごさいましたので、おそらく埴川子ども園も例外ではないと思います。今後沢目地区においてもこの子ども園の統合、当然検討されるべきだと思っておるわけですが、それについてもお尋ねいたします。

それから、埴川健康センターの下水の接続予算が載ってるわけですが、現在この健康センターは浄化槽で処理されてると思うわけですが、それにすれば公共ですまで建物からどれくらいの距離でこのくらいの接続工事費を見られてるのか、なんかこう工事額が多いような感じがいたしますので、その点についても説明してください。

それから、埴川小学校についてなんですけども、これも700万くらいの接続工事費が見込まれております。これにつきましても当然合併処理槽で処理されてるはずなんです。中の方も便器の取替えとかそういうのが計画の中にあるのかどうか、お知らせください。

それから郷土資料館のアスベストの撤去工事なんですけども、撤去するだけで1,650万の工事費なのかどうか。私の記憶によればこのアスベストが使用されている箇所は、ボイラー室だけだと思ってるわけですが、建物全体にアスベストが使用されておられるのかどうか、そのボイラー室だけだとすればこの1,650万っていう工事費はすこぶる高いのではないのかなという気がいたしますので、その点についてもご説明願います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。最初に佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 共同調理場の温水ボイラーの関係でございますが、今私が答弁するっていうことは実は、今木質のバイオエネルギーについての検討委員会が町の方で開かれまして、実は昨日一昨日、8日の日に最終の5回目の検討会が終わりました。その中で今の共同調理場のボイラーについてちょうどいい具合にアドバイザーの先生方も来ておりましたのでいろいろ聞き質したら、現在今灯油でボイラーをやっているわけ

ですが、これを木質のチップボイラーに例えればする場合にはいろいろな面でクリアしなきゃだめな面があるということをおっしゃられました。その第1点はふんだんにそのチップが供給できるか、そのことと、現地までの搬入をどうしたらいいかというようなことです。それからもう1点はチップの貯蔵、そのサイロをどういうふうに建てたらいいか、それらもあるしやはり基本的にはボイラーの更新ということにもなるわけで、そういうふうなことがあると正直言ってむしろ今の方がいいんじゃないかと、こういう意見をもらいました。それでチップのいいところは皆さんもご案内のように365日年間稼働しうるようなものであれば非常にいいと。そのことはいわゆる釜といわれるボイラーですね、これが常に温度を保存しておいた方がいいということで、特に学校給食のみでございまして、配食だとかそういう食事の方はやっておりませんので、夏休み冬休みある、しかも土曜日日曜日休みってやると実際年間の給食センターの稼働日数っていうのは非常に少ないわけですし、そういう意味からいくとむしろ今のような化学燃料、本当は今の時代に少しそぐわないような状態でございますが、その方がいいんじゃないかという意見がございました。

○議長（阿部栄悦君） はい、次に加藤町長。

○町長（加藤町長） いろいろ二酸化炭素の削減問題をめぐって今の政権では2020年度は25パーセント減っていう大きな目標を出しています。これをクリアするためには相当国民もそれ相当の努力をしないとイケないわけです。もちろんうちの方でも新エネに関する目標を定めてそれに向けて努力していくということは決めているわけですが、実際具体的に町民にじゃあどういう形でどういうものをですね求めていくかとなるとなかなか難しい要素はいっぱいございます。ただ、まずできるところからということになると思いますし、たとえばハタハタ館のような事業所であるとか町の庁舎そのものでの職員の取り組みであるとか、まず手のつけられるそういうところから少しずつやっっていこうということで今少しずつ取り組んでいるところでございます。したがってそれだけやっっていれば目標は達成するのかというとなかなか難しい要素はございますので、具体的な形で町民にこのことだけはみんなでやっっていこうやという、そういう運動展開をしながら啓蒙していくことは非常に大事だと思いますので、当面はまずそういった形のものに重点を置きながらやっていきたいなと思っています。

下水道関係については各担当から答えさせます。

それから、子ども園の統合の関係でございます。

今新年度に子ども園に統合関係について具体的にいろんな地域の保護者であるとか、あるいは地域の代表であるとか、そういう方々で統合に向けた具体的な話をですね、伺おうということで準備を進めております。以前旧八森町ときは3つを1つにした方がいいんじゃないかという、そういう方向性では出されておりました。しかし峰浜地区ではそういう討論も全然なされておられませんので、課題としては残っていくと思います。というのは、去年のですね、生まれた子どもの数っていうのは、実は32人なんですね。そういう状況ですとこれ全町ですから、八峰町全体で32人ですから、各子ども園に5つに分けますとどういう形になるのか、非常に少人数になっていくという今の状況の中で、果たして今の体制のままでいいのかというのは、これは当然検討の課題にはこれから上ってくるとはおもいます。これはもちろん子ども園もそうですし学校関係についてもそうなんですけども、いずれ将来的な課題としてはそういうものも議論の対象にしていかなければならない状態になっていくんじゃないかなというふうに思っております。当面まず、今出されている子ども園の統合問題については新年度でいろんな話し合いをしてきたいなと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 続いて佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは埴川健康センターの下水道接続費が高いのではないかっていうことに対して、お答えしたいと思います。

さっき柴田議員おっしゃったように、前に全協の方でお渡ししました図面、ちょっとわかりづらいんですけども、センターの裏手に浄化槽があります。浄化槽からセンターの手前までの約45メートルあります。これが高いのではということなんですけれども、私の方もこの事業やる際に、ある業者さんの方から概算の見積もりをもらいました。そのものについて建設の担当の方にちょっと諸経費等、いろいろお聞きしながら今回上げたわけです。で、見ますとですね、やっぱり建物、浄化槽からの前の正面の方に持ってくる際、建物の作りに添ったような形じゃないと配管ができないようになってます。見るとその周りにもコンクリートの構造物等建物等がありまして、ほとんど機械っていうんですかね、作業がちょっと困難、ほとんど手掘りになるんじゃないかというようなことで、それから曲がり曲がりっていうことで、ますですね、がいろいろ普通の直線と違って何個も付くと。そういうような感じで高くなってるのかなと正直思ってます。いずれこれに関しては実設計についてはお願いすることになりますんで、この金額内にですね収まるような形で対応したいと思ってます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて辻学校教育課長。

○学校教育課長（辻正英君） 埴川小学校の下水道の件につきましてでありますけども、現在やっぱり合併浄化槽の処理でやっておりますので、中の方の便器等についての取替えは計上しておりませんし計画しておりません。それで全協の方でもご説明させていただきましてけれども、工事費がちょっと高いということから、まず深さが1.8から2.5メートルの掘削になりますからってということで説明させていただいております。以上です。

○議長（阿部栄悦君） 続いて齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 続きまして、郷土資料館のアスベストの使用されている部分につきましてについてであります。ボイラー室だけでないかっていうことですが、郷土資料館の屋根等の鉄骨部材、ここが入ってる全体に利用されているというふうにお伺いしております。なおこの工事費はアスベスト撤去だけでなく解体も含めた工事費にしておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） このボイラー室の給食のボイラーの交換については、この前も私全協のときお話をさせていただきましたけれども、このビジョンの策定に当たってですね、庁内の検討委員会、それから連絡協議会等を設けたはずなんですよね。全然協議されなくてそれで協議してやっぱり副町長が言ったように料金の面だとかそういう面をやむなく灯油のボイラーに交換なったんだよというのであれば私も納得しますという話は申し上げたはずなんです。今町長の説明によれば、昨日か一昨日、その全協の後でこの連絡協議会を設けてそこでの結論でやむなしという話になったっていうと順序が逆じゃないんですかということですね。協議をしてそれでやむなしということで全協でのお話であれば私は何もここで申し上げる必要はないんです。全協後だっということをお知らせしておきます。それについて今一度説明をお願いします。

それから健康管理センターの管延長が約45メートルということですので、大概下水の接続に関してはだいたい約業者さんメートル1万円くらいが相場といたしますか、料金なんです。だからそれから見れば私45メートルだから単純に45万、舗装工事の舗装の補修があったとしてもですね高いんじゃないかなと、そういう観点から説明をいただいたわけです。その点について今一度、メートルどのくらいの単価を担当課としては見ておったのか教えてください。

○議長（阿部栄悦君） はい、加藤町長。

○町長（加藤町長） 柴田議員からご指摘されたように、この計画を立てる前段にですね、いろいろそういうものを検討すべきであったというご指摘でございますので、その点は率直に受け入れておきたいと思います。今後やっぱりこういうものについてそういう可能性についてですね、事前に検討したいと思います。ただ全協で指摘されましたので改めてやっぱり事後であっても最善の方法がないのかということでその後開かれたそういう木質バイオマスのちょうど検討会がありましたので、その場にこの問題を提起しながらした結果が先ほど副町長話した内容でございますので、今回のご指摘を受けながら、このあといろんな可能性あるものについては、事前に検討するように頑張っていきたいとおもいます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） お答えします。今柴田議員言ったメーター1万円云々っていうのは、大変失礼ですけど私そこらへんの相場っていうんですか、ちょっとわかりません。大変申し訳ないですけども、正直な所わかりません。さっきも言ったように高くなる要素っていうにはですね、私もこの詳しくないんですけども、設計書等見た場合非常に曲がり曲がり、その数とかですね、さっきの答弁の繰り返しなっちゃいますけれども、手掘りっていうんですかね、ほとんど機械作業ができないという状況の中です、こういう見積もらった段階でこういう単価なったのかなというように考えてます。先ほど見ましたけども実設計これから予算認められた場合ですね、実設計に当たりますんで、そこらへんも十分設計屋さんで打ち合わせしてみたいと思っています。以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 3点についてお願いしたいと思います。

12ページの役場庁舎の車庫の件なんですけども、ここに設計管理業務委託料というのを30万あるわけなんですけども、締めて1,900万の設計に関して30万っていうのはどういうことなのか。建物そのものが今やろうとしてるのと同じ規模同じ仕様で下がっているのか、それにしても管理含めて1,900万に対して30万っていうのはとてつもなく安い金額であると思うんですけど、そのへんの考え方、お願いしたいと思います。

あとですね、八森浜田線の防風ネットの件なんですけども、530万という金額が盛り込まれておりますけれども、これ現状と同じようなスタイルなのか、通年固定式の防風

ネットなのか、そのへんの詳細をお願いしたいと思っています。

あともう一つですけれども、郷土資料館のアスベストの建物の解体がですね、このきめ細かな臨時交付金で手当てされるわけですけれども、前回全協で今井議員さんもお話してましたように、この事業を選別するに当たりまして地域の要望や緊急性っていうお話がございました。この工事がですね要望あるいは緊急性があったのかどうか。例えばある自治会から上の川の橋の拡幅とか側溝とか、いろんなのがあったと思うんですけれども、そういうのどの程度加味されて、それが除外されてこの郷土資料館の解体が選別されたのかね、ちょっと理解に苦しむところがありますので、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 車庫の設計料が低いと、これについて説明いたします。

先ほど副町長説明のとおり、既にもうかかっているものがあります。あれと同じものってことで、設計については同様のものですんでその分カットされまして、管理料についてのみ上げるということですので30万でやっています。

○議長（阿部栄悦君） 続いて武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 次に、防風ネットの補修関係について申し上げます。

これについてはもう支柱からもう腐食しておりまして、一部その腐食の激しい箇所を取替えという形のみで、現状のものを復旧するという形で考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 郷土資料館のアスベストの関係でございますが、事業の選定の考え方ということで全協の中でも緊急性の高いもの、そしてまた住民要望の高いもの、そして併せてこの点もご説明申し上げたかと思いますが、住民の安心安全につながるものということを念頭におきながら事業選定を行ったわけでございます、この事業に関しましてはやはり地域住民っていうんですか、町民の安心安全につながるものと、これに該当するものとして事業の中に織り込んだということでございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） その車庫の設計、管理のみという話だったと思いますが、やはり1,900万もの管理するに当たって確認事務もしないといけないわけですよね、それプラス管理料ってことで、業者さん違ってくるとねやっぱりこの管理の仕方っていうのは

異なってくると思うんですよ。ですからやっぱり責任感、お互いにね、責任感ないとやはり後々クレームが付くような工事が発生する可能性っていうのがやっぱり大きいわけですよ。ですからやっぱり十分にね、管理していただけるような予算措置をね、お願いできればと思います。これ要望です。

それと米森課長さんからアスベストの建物の、付け加えて安心安全なことなんですけれども、どういう意味で安心安全なのか、緊急性があるのかというところを、もう一度お願いできればと思うんです。お願いします。

○議長（阿部栄悦君） 米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） アスベストそのものはやはり有害、癌だとかそういった健康に被害のあるものだということで、やはりこれをそのままいつまでもそのままにしておくことができないということ、前々から検討課題だなと思いつつも前回の交付金あたりでちょっと対処できなかったということもありまして、今回また新たにきめ細かな交付金がでたということで、それにのっけてできないかなということで国の方へ相談いたしましたら、解体の内容を含んではいるんだけど、そういった住民の安心安全、そういった点から事業の中に織り込んでもいいよという判断をいただいたものと思っております。いずれやはりこういったものはなるべく早く撤去して安心安全というものを確保したいというねらいでございます。

○議長（阿部栄悦君） 5番佐藤克實議員。

○5番（佐藤克實君） 今のことなんですけれども、今井議員さんからも全協で要望出されていますようにですね、やっぱりこういう事業を選別するにあたりましてね、やっぱり行政協力員会議、行政自治会からの要望っていうのがずーっと出てきてまして、そこをやっぱりきちっと見てもらって、例えば上の川の橋の拡幅だって安心なんですよ、すごーく。狭くて事故起こしたりひいたりぶつかったりしているわけですから。だからね、それも安心安全で緊急性も高いわけですよ。ですからもう一度ですね、この事業に当てはめたっていう気持ちわかんなくはないですよ、なかなか。後ろ向きな工事ですからこれは。だからやはりその今度ですね、やっぱりもう少し掘り下げてですね、そういう要望事項を点検していただければと思いますんで、もう一度そのへんの考え方をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤町長） ご意見としては承っておきますけれども、いずれ今回の事業っていう

のは短期間の中でまとめ上げなければならない、しかも国の方に上げていった際オーケー取れるような状況でないといけないというものもありました。常日頃から自治会から要望上がっているものについては、かなりこの中に織り込んでおります。したがって具体的な形で要望がない課題について、あるいはあってもこの事業ではやれない課題もございますので、そういうものを選別する最大限、この自治会から常々上がっている要望については充たしたつもりでございますので、今後もそういったものを集約しながらこういうチャンスがあればいつでも要望に応じていくように頑張っていきたいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） もう1点だけ。先ほど石塚議員の質問の中で、企画財政課長がほとんど町内の業者で対応できる、今回の事業だという話をされましたけれども、このアスベストの状況に関しましてはですね、建設課長や前建設課長がよくご存知だと思うわけですがけれども、アスベストの取扱いに関しましては非常に厳しくなったんですね。そのことはおそらくご存知だと思いますけれども。その除去に携わる作業員は全員が作業講習を修了した者でなければならない、その他に特定化学物質の有資格者が常駐してなきゃならない、それから飛散しないような完全な措置を講じなければならない、それから作業に従事する時間も2時間以上だっけか3時間以上だっけかしてはならないとか、いろんな厳しい制限が法律の中で課せられているわけですよ。多分私は町内でこれを行える業者さんはちょっといないんじゃないかなという感じが先ほど課長の説明でできるというふうな話されましたけれども、ちょっと無理なんじゃないかなと思ってるわけなんですけども、何を根拠に町内業者で対応できると申されたのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 今のアスベスト関係の取扱いについてお答えいたします。

アスベストの取扱いについては、指名願いの段階でその取扱いの技術者がいるかどうか、それらも届けられております。町内の建築関係の業者さんにおいてもその部分においても朱書きで出ておりますので、町内の建築関係の業者さんで取り扱えると思えますし、実際観海小学校のアスベスト除去のときは町内業者が執り行っておりますので、十分資格審査しながら町内業者で対応できればという方向で考えております。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前12時31分 休憩

午前12時34分 再開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。ほかに質問はありませんか。  
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 新型インフルエンザのことについてお尋ねをします。

全協での説明資料の中に、第一次で受けなくてはならない幼児、小学校、中学校の接種率が、非常に比率が少なかったように思うのですが、その後の学校での新型インフルエンザの発生がなかったのか、第四小学校ではすぐ新型インフルエンザが出たんですけども、受けなかった人に対してどのような指導をするのか、どうして予防接種を受けなかったのか、そのへん把握してましたらちょっと関連しますが説明をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 辻学校教育課長。

○学校教育課長（辻正英君） 新型インフルエンザにつきましてですけども、3学期に入ってから町内の全小中学校の罹患者はありません。ですけども、従来のおりですね、まず予防というものに対してはやっぱり手洗いうがいというものは実施していただいておりますし、登校した段階での発熱状況っていいですか、健康状況のチェックもまたこれは引き続き実施しておりますし、その結果につきましては私の方には、教育委員会の方に報告してもらってるという状況であります。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） ご質問ですね、2点ばかり。

1つは接種率が低いというふうな話と、それからもう1つその後のなぜ受けなかったのか理由っていうんですかね、そういうのを把握してるかっていうことだったと思います。確かに全協のときに皆様に裏面の方にだしたものがあります。これでいきますと例えば妊婦さんは10月中旬から始まっているんだけど、実際受けたのが18名で69パーセントだとか、基礎疾患持っている人であると67.5パーセント、それから1歳から小学校が74.6っていうふうなことで、これは接種の早い順序にやっているものです。比較的高いってば高い。いったんこの新型インフルエンザ、本当の新型インフルエンザにかかった場合は免疫が付くので接種が不要っていう国からの文書あります。それが果たし

て新型インフルエンザなのかっていうのはお医者さんに確認してくださいよというような、ちょっとわかりづらいような文章できてまして、うちの方もそういうことで町民の方に周知しているような次第です。それで皆様に出したのは、あくまでも12月末現在の状況です。それは1ヶ月遅れでお医者さんの方から接種医療機関からうちの方にきますんで、1月に入って接種対象者となった方、あるいはそれ以前でもやらなかった方でもやって差し支えありませんので、これ1月の締め切った段階でどのくらいなるのかなっていうのはうちにも注視しております。受けなかった理由っていうんですか、その後の追跡調査的なものは現実ではやっておりませんというより、ちょっと把握が出来ませんので、やった方についてはうちのほうに1ヶ月以上遅れてくる関係で、その人がたについて何故云々っていうのはうちの方でも調べてないし、今後も事務的なものから考えるとちょっと調べるのは困難かなとそう思っています。以上です。

○議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私はちょっと小学校中学校の具合がどうなのかなということを知りたかったんですけども、小学校中学校でまだ受けてない子どもがいるとか誰が受けたとかっていうのは教育委員会の方で把握してるんでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 辻学校教育課長。

○学校教育課長（辻正英君） 私がたの方では把握はしておりません。接種時期につきましてですけども、実績ですね、この数字を見た限りでは、まず今年の12月まででの罹患率が、やはり小中学校ともかなり高い、平均的に40…、ちょっと資料持ってきてませんけれども、記憶によると45、6パーセントくらいの罹患率となっておりましたので、まず大部分の方が罹患と接種をしているというふうに認識しております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号、平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田武君） 議案第9号、平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

まず第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,117万8,000円とするものです。内容については5ページをお開き願いたいと思います。

2歳入、5款1項1目1節の前年度繰越金でございます。今回の補正財源に充当するものでございまして、177万5,000円の追加です。これにつきまして留保財源は1,036万3,000円ほどまだ残っております。

次のページ、3歳出でございます。1款1項1目一般管理費でございますが、12の役務費、手数料につきましては、現在峰浜地区の水道料下水道の積算システム、これの改修するものでございます。また石川地区の農集の加入者76件でございますが、これのデータを入力し、下水道、水道料金の算定を行うものでございます。18の備品購入費、ハンディターミナル3台についてですけれども、システム改良によりますそのプログラムに対応できるハンディターミナルが必要であることから購入するものでございます。このものについては77万7,000円、合計177万5,000円を追加するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これをもって平成22年第1回八峰町議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

午後 12時45分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 7 番 門 脇 直 樹

同 署名議員 8 番 菊 地 薫

同 署名議員 9 番 福 司 憲 友